

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	26 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
亡くなった義父が、私の国民年金保険料を含め、家族全員の国民年金保険料をまとめて納付していたはずであり、申立期間の保険料だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義父が家族全員の国民年金保険料をまとめて納付していたはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 49 年 12 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている上、家族全員の国民年金保険料を納付したとするその義父母の保険料は全て納付済みであり、6 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①について、私は、当時大学生であったが A 町役場から 20 歳になったら国民年金保険料を納付する義務があるというお知らせが来たので、私の父が国民年金の加入手続を行い、私の母が保険料を納付していた。申立期間②については、申立期間①と同様に私の母が A 町役場で私の国民年金保険料を 1 年分まとめて納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人の国民年金保険料をその母が A 町役場で 1 年分納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 6 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②は遡って保険料を納付できる期間である。

また、A 町保管の申立人の国民年金被保険名簿では、申立期間②は「A」と記載され納付済み期間であることが確認でき、オンライン記録と不整合となっていることから、行政側の記録管理に不備がみられる。

さらに、申立期間前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が、3 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、その父が国民年金への加入手続きを行い、その母が国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和 63 年 6 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から54年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。申立期間当時は学生でAになるために勉強をしつつ家の手伝いをしていた。国民年金保険料は、両親が国民年金の加入手続をし、納税組合を通じて納付していたので、私の保険料も一緒に納めていたと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は年金手帳記号番号払出簿から昭和55年6月30日に払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間のうち53年4月から54年3月までは保険料を納付できる期間である。

また、昭和55年11月10日に、54年4月から55年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、国民年金の加入手続を行った時点で53年4月から54年3月までの保険料を過年度納付した可能性を否定できない上、12か月間と短期間である当該期間の保険料納付ができなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付したとする申立人の両親の保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間以降に未納は無く、平成14年4月以降は口座振替で保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち昭和 50 年 5 月から 53 年 3 月までの期間については、上記のとおり国民年金の加入手続を行った 55 年 6 月 30 日の時点では時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、特例納付のことは知らなかったとしており、特例納付により国民年金保険料を納付した事情も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 55 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が昭和 53 年 4 月に会社を退職した後、国民年金及び国民健康保険に同時に加入して、国民年金保険料を最初は現金で納付し、その後はA信用金庫B支店の口座から引き落とされていた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が昭和 53 年 4 月に会社を退職した後、国民年金及び国民健康保険に同時に加入して、国民年金保険料を最初は現金で納付し、その後はA信用金庫B支店の口座から引き落とされていたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、55 年 8 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 55 年 4 月から平成 2 年 4 月までの期間の国民年金保険料を全て納付しており、国民年金に対する納付意識は高かったと考えられ、23 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成10年11月及び同年12月を59万円、11年1月から12年8月までを44万円、同年9月から13年3月までは41万円、同年4月は47万円、同年5月から17年3月までは50万円、同年4月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から18年8月9日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社における平成10年11月から18年7月までの標準報酬月額が実際の給与よりずっと低い金額となっているので、調査の上、適切な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、A株式会社の取締役であったことが確認できるが、事業主及び複数の同僚が、申立人がBの責任者であり、社会保険事務に携わっていなかった旨を供述している上、同社に係る滞納処分票の連絡記録においても対応者として申立人の名前は出ていないことから判断すると、標準報酬月額変更届の

提出については、申立人は関与していなかったものと認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C市が保管する申立人に係る平成11年度から15年度までの市・県民税課税台帳に記載される社会保険料控除額から推認できる10年から14年までの厚生年金保険料額、及びA株式会社が発行した申立人に係る賃金台帳で確認できる15年から17年までの厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額については、10年11月及び同年12月までを59万円、11年1月から12年8月までを44万円、同年9月から13年3月までは41万円、同年4月は47万円、同年5月から17年3月までは50万円、同年4月から同年11月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、市・県民税課税台帳及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は課税証明書や賃金台帳等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成17年12月から18年7月までの期間については、株式会社Dが保管する申立人に係る取引明細表によれば、当該期間の保険料に係る給与振込みが行われていない上、C市が保管する申立人に係る平成19年度市・県民税課税台帳において18年分の社会保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 また、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を平成9年2月から同年6月までは47万円、同年7月から11年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月31日から同年2月1日まで
② 平成9年2月1日から11年3月31日まで

ねんきん定期便を確認したところ、平成9年1月31日から同年2月1日までの標準報酬月額がその前月と比較して半分以下になっている。

平成9年2月1日に、社長が交代し社名が株式会社Aから株式会社Bに変わったが、その前後の期間における仕事内容や勤務形態、給与には特に変化は無かったはずなので、正しい記録に訂正してほしい。

また、平成9年2月1日から11年3月31日までの標準報酬月額が、同年4月2日に、遡って引き下げられているのはおかしいので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の記録から、申立人は、申立期間①を含む昭和61年9月3日から平成11年3月30日まで株式会社A（後に、株式会社B）に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の人事担当者、財務担当者をはじめ複数の同僚は、申立期間①について、その前後の期間の勤務実態、給与額及び厚生年金保険料

の控除額等に違いは無かったはずであると供述している上、社会保険庁（当時）の記録によると、申立人と同様に申立期間①の標準報酬月額が、その前後の期間に比べて半額程度となっていた同僚が保管していた給与支給明細書から、申立期間①の給与額及び厚生年金保険料の控除額は、その前後の期間と同じ金額であることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の申立期間①の前後の標準報酬月額（47万円）から、47万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は確認できる資料もなく不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、株式会社Aは平成11年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年4月2日付けで、9年2月から同年6月までは47万円から9万2,000円、同年7月から11年2月までは59万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、事業主及び複数の同僚は、申立人には役員として相応な給与額が支給されていたはずであり、大幅に減額をしたことはなく、オンライン記録が9万2,000万円となっているのは誤りである旨供述していることから、申立期間②の給与額に随時改定に該当するような変動があったとは考え難い。

また、複数の同僚は、申立期間当時、株式会社Aは経営不振で、社会保険料を滞納していた旨を回答している。

なお、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できたが、事業主及び複数の同僚から、申立人は役員ではあったが、総務、人事、社会保険関係業務には一切関与していなかった旨の回答が得られており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年2月から同年6月までは47万円、

同年7月から11年2月までは59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録について、平成10年9月から同年12月までの記録を34万円、11年1月から同年9月までの記録を22万円、同年10月から12年4月までの記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月1日から12年5月9日まで
国（厚生労働省）の記録では、平成10年9月1日から12年5月9日までの標準報酬月額は9万8,000円となっているが、当時の私が受け取っていた給与に比べて明らかに低い。誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年5月から同年12月までが34万円、11年1月から同年9月までが22万円、同年10月から12年4月までが28万円と記録されていたところ、11年12月6日付けで、申立人を含む38人の標準報酬月額が遡って訂正されており、申立人については、標準報酬月額が10年9月まで遡って、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、当該事業所の商業登記簿謄本には、申立期間当時、申立人の氏名は無く、申立人が同事業所の役員であったことが確認できない。

また、日本年金機構B年金事務所から提出された平成7年度から11年度までの滞納処分票の事蹟によると、当該事業所は申立期間当時において社会保険料を滞納していたことが確認できるとともに、滞納整理に係る相談は全て事業主及び担当次長が行っていることが確認できることから、申

立人が当該標準報酬月額の見直しに関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 12 月 6 日付けで行われた遡及見直し処理は事実に見ししたものとは考え難く、社会保険事務所において、このような遡及により記録を見直しするという処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録見直しがあったとは認められない。このため、当該遡及見直し処理の結果として記録されている申立人の 10 年 9 月から 12 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成 10 年 9 月から同年 12 月までを 34 万円、11 年 1 月から同年 9 月までを 22 万円、同年 10 月から 12 年 4 月までを 28 万円に見直さなければならない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月1日から同年9月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、平成17年3月1日から同年9月1日までの標準報酬月額が38万円となっているが、誤りである。保険料控除の事実が確認できる給料明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所有している給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（44万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から9年10月1日まで
ねんきん定期便の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低い額となっている。申立期間の月額給与は45万円前後を支給されており、厚生年金保険料も44万円の標準報酬月額に相当する額が控除されていた。申立期間の給与明細書を提出するので申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の給与明細書の写しから、申立人は、44万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する44万円と記録されていたところ、平成9年9月4日付けで過去5年間の定時決定が訂正され、遡って4年10月から7年9月までは8万円、同年10月から9年9月までは9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、事業主は、申立人と同様に平成9年9月4日付けで昭和60年10月から平成9年9月まで遡って標準報酬月額が最高等級から最低等級に減額訂正されていることが確認できる。

加えて、事業主及び元取締役は、申立期間当時、相当額の厚生年金保険料の滞納があったことを証言している。

一方、株式会社Aの商業登記簿謄本から、申立期間において申立人は、同社の取締役でないことが確認できる上、事業主及び元取締役は、「申立人は、申立期間当時は経理事務を行っていたが、経営に関与していたことは無い。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年9月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について4年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年10月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成19年11月25日を10万円、20年6月25日を5万1,000円、20年11月25日を10万1,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年11月25日
② 平成20年6月25日
③ 平成20年11月25日

私は、平成15年1月から22年12月まで、有限会社Aに勤務した。ねんきん定期便の記録を確認したところ、支給された3回の賞与が記録されていない。賞与の支給明細書を提出するので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された平成19年11月、20年6月及び同年11月の賞与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、19年11月25日の標準賞与額の記録は10万円、20年6月25日の同記録は5万1,000円、同年

11月25日については10万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、届出を行っていないことを認めていることから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 26 日から 36 年 8 月 26 日まで
ねんきん特別便が来たときに、自分がかつて勤務していた株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済の記録になっていることを知ったが、自分は脱退手当金というものを請求したことも受給したことも無かったので疑問をいただいていた。日本年金機構から記録の再調査をしてもらえるという通知が来たので、申立てをすることにした。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の姓は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、原戸籍謄本から、申立人は、支給決定日（昭和 37 年 2 月 23 日）の約 1 年 7 か月前の 35 年 7 月 * 日に婚姻し、改姓していることが確認できることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間後は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするが、オンライン記録によると、申立人が申立期間より前に勤務していたB株式会社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成8年3月20日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月20日から同年5月1日まで
年金事務所の記録では、株式会社AのB店でC販売の正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。入社後すぐ会社は倒産したが、給与支給明細書があるので、この期間を調査し厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る株式会社A本店（D市）におけるマネージャー、総務、経理、社会保険担当者及び申立人のB店の店長の供述等から、申立人は申立期間について、同社B店に勤務していたと認められる。

また、申立人提出の給与支給明細書（平成8年4月分）から、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、前述のマネージャー等の供述によると、「当該事業所の事業主等是不渡りを出し、一切の書類を持って逃亡したため、同社は平成8年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、各店の店長から正社員の社員名簿を届出させ、この名簿を基に弁護士が、全社員の解雇予告手当、未払賃金の処理をしていた。」としており、同名簿には、申立人の記載もある。

なお、申立人の同社の被保険者記録が無い理由について、本店の社会保険担当者は、「E地区の場合は、1か月に1回採用者の書類が送られ

てくるため、社会保険料の保険料控除はしたが、資格取得届については、社会保険事務所（当時）へ提出するため丁度届書等を作成中か、また、不渡り等で混乱し、対応ができなかったのではないか。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA株式会社における資格取得日は昭和29年9月1日、資格喪失日は31年11月1日であると認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年9月から30年9月までは5,000円に、同年10月から31年7月までは6,000円に、同年8月から同年10月までは8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和29年1月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月1日から31年11月1日まで
B株式会社に入社して以来、同社が昭和40年3月に倒産するまで勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。

申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和29年9月1日から31年11月1日までの期間について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て、申立人の氏名及び生年月日と完全一致している被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっている上、申立人のB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険記号番号と同一であることが確認できることから、同被保険者記録は申立人本人の記録であると判断できる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和29年9月から30年9月までは5,000円に、同年10月から31年7月までは6,000円に、同年8月から同年10月までは8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和29年1月1日から同年9月1日までの期間について、複数の同僚から、申立人が当該期間においてB株式会社に勤務していたこと、同社とA株式会社が関連会社であること、及び申立人の勤務形態に変更が無かった旨の供述が得られたこと並びにB株式会社からA株式会社に複数の同僚が異動している上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（31年11月1日）に申立人を含む複数の同僚がB株式会社において被保険者資格を再取得していることが両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから判断すると、当該期間において両社は関連会社であり、申立人は、当該期間においてB株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和29年9月1日であり、複数の同僚が、申立人は、当該期間において継続してB株式会社に勤務していたと供述している上、オンライン記録等から、同日にA株式会社で資格を取得している同僚も複数確認できることから、同日とすることが妥当であり、B株式会社に係る資格喪失日を同日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB株式会社における昭和28年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散している上、事業主も既に亡くなっているため、資料等を入手できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、35万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 11 日

平成 15 年 7 月の標準賞与額が「ねんきん定期便」では、現金支給賞与分の金額 5 万円となっているが、同年同月中には銀行振込分賞与もあったので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された平成 15 年 7 月分賞与の支給控除項目一覧表及び同年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人が同年 7 月 11 日に賞与 35 万 7,500 円を、同年同月 17 日に賞与 5 万円を支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該支給控除項目一覧表及び所得税源泉徴収簿の保険料控除額から、35 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成4年10月21日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年5月31日まで
② 平成4年5月31日から同年10月21日まで

A株式会社に勤務していた平成3年10月1日から4年5月31日までの標準報酬月額が、支給されていた報酬に比べて低額になっている上、同年10月20日まで勤務していたにもかかわらず、喪失日が同年5月31日になっているのはおかしいので、調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初41万円と記録されていたが、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年5月31日）後の4年10月22日付けで、遡及して標準報酬月額を20万円に訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社では、申立人のほかにも標準報酬月額が遡って減額訂正されている者が一人確認できる。

さらに、商業登記簿の閉鎖事項全部証明書から、申立人は当該事業所において取締役であったことが確認できるものの、同僚が、「申立人は社会保険の手続などに携わっていなかった」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円とすることが必要と認められる。

申立期間②については、雇用保険の被保険者記録において、申立人のA株式会社における離職日が、平成4年10月20日と記録されていることが確認でき、当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年5月31日以降に、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を同年5月31日とする旨の処理（4年10月22日）が遡って行われていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿の履歴事項全部証明書から、当該事業所が法人であったことが確認でき、かつ、申立期間②において適用事業所の要件を満たしていたことが確認できることから、当該事業所が適用事業所でなくなった処理及び申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を遡って処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日を平成4年10月21日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人の当該事業所における申立期間①に係る上記訂正後の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成2年10月から同年12月までは30万円、3年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は26万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は26万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月から4年1月までは30万円、同年2月は32万円、同年3月及び同年4月は30万円、同年5月から6年10月までは32万円、同年11月から7年3月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から7年4月26日まで

A株式会社に勤務していた期間、厚生年金保険の標準報酬月額の記録及び保険料納付額が当時の給料明細書と比べて著しく低い。申立期間の標準報酬月額の記録を当時の給料及び保険料控除額に合わせて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管しているA株式会社の給料明細書より、申立期間のうち平

成2年10月、同年11月及び3年1月から4年2月までの期間、5年12月及び6年2月から7年3月までの期間について、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額の報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間のうち、給料明細書で確認できない平成2年12月、4年3月から5年11月までの期間及び6年1月については、給料明細書が無いものの、申立人が保管していた源泉徴収票、預金通帳の給料振込額、及び市県民税納税通知書より推認できる厚生年金保険料額等から、当該期間についても、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額の報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていると推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、申立期間のうち、平成2年10月から同年12月までを30万円、3年1月を26万円、同年2月を28万円、同年3月を26万円、同年4月及び同年5月を32万円、同年6月を30万円、同年7月を26万円、同年8月を30万円、同年9月を32万円、同年10月から4年1月までを30万円、同年2月を32万円、同年3月及び同年4月を30万円、同年5月から6年10月までを32万円、同年11月から7年3月までを28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給料明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を昭和59年9月は32万円、同年10月及び同年11月は34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和61年7月1日から62年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月1日から同年12月31日まで
② 昭和60年6月1日から平成元年7月31日まで

年金記録によると、標準報酬月額は、A株式会社において厚生年金保険に加入していた昭和59年9月1日から同年12月31日までの期間、及び有限会社Bにおいて厚生年金保険に加入していた60年6月1日から平成元年7月31日までの期間において著しく低額となっている。上記の期間、給与は30万円以上で変わらなかった。申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を当時の給与に合わせて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A株式会社の事業所別被保険者名簿において、当初、昭和59年10月1日の定時決定で34万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（59年12月31日）の後の60年5月13日付けで、59年9月から同年11月までの標準報酬月額が12万6,000円に遡及して引き下げられている。

また、申立人と同日に、当該事業所の被保険者に係る標準報酬月額が、遡及して減額処理が行われている元同僚の記録が複数確認できる。

さらに、申立人は、「昭和59年9月頃、会社が社会保険料を3か月分

滞納し、社会保険から外れることになり、同年 12 月に保険証を没収された。その後、社会保険には有限会社 B の名称で加入したが、社会保険事務所職員の勧めがあったと聞いている。」と供述している。

加えて、当該事業所の元事業主は「社会保険の担当は、専務の C であった。A 株式会社は社会保険を外れること、有限会社 B で社会保険に加入すること及び標準報酬月額を減額することについて、専務の C から詳細についての報告は無かった。社会保険の加入や標準報酬月額については、専務の C が社員代表の D と相談していたようだ。当時、社会保険料の滞納はあった。資金繰りが苦しかったが、社員代表の D から、社員の給料確保を優先するよう要請があったように思う。社会保険の一連の手続は、専務の C が社会保険事務所の職員と相談し、その指示に従っていたようだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和 59 年 9 月は 32 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 34 万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの期間については、オンライン記録によると、当初、申立人の標準報酬月額は、昭和 61 年 10 月 1 日の定時決定において 17 万円と記録されていたところ、62 年 5 月 15 日付けで取り消され、61 年 7 月 1 日に遡って 6 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、昭和 61 年 10 月 1 日の定時決定が 62 年 5 月 15 日付けで取り消され、標準報酬月額が 61 年 7 月 1 日に遡って減額処理が行われている元同僚の記録が複数確認できる。

しかしながら、申立人及び元同僚 E は、「A 株式会社及び有限会社 B において標準報酬月額の記録が減額となっている期間があるが、勤務していた当時、給料の減額は無かった。」と供述している。

また、事業主は申立期間当時「社会保険料の滞納はあった。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、昭和 62 年 5 月 15 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について 61 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 17 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 7 月 1 日までの

期間、及び 62 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 31 日までの期間について、申立人に係る当該事業所の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間②のうち、昭和 60 年 6 月から 61 年 6 月までの標準報酬月額 は 17 万円、62 年 10 月から 63 年 7 月までの標準報酬月額は 6 万 8,000 円、及び同年 8 月から平成元年 6 月までの標準報酬月額は 15 万円となっており、遡及して訂正した形跡は無い。

また、元事業主及び複数の元同僚に照会したが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせるような資料を得ることはできなかった。

このほか、上記期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 7 月 1 日までの期間及び 62 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 31 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から10年2月17日まで

平成8年7月1日から10年2月16日までの間、株式会社Aに継続して勤務し、この間厚生年金保険料を給与から控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は当時の給与支給額33万円と異なり、9万8,000円に引き下げられた記録となっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録により、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年2月17日より後の同年2月20日付けで、申立人及び事業主を含む社員5人全員の標準報酬月額が遡って減額訂正されており、申立人の場合は、8年12月から10年1月までの標準報酬月額は20万円から9万8,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の元同僚が「申立人の業務は、Bの営業販売であり、社会保険関係の事務手続は事業主か店長が行っていた。事業所は経営不振に陥り、数か月間給与の遅配欠配が続いた後、平成10年2月に倒産した。」と供述していることから、申立人は社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的理

由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円とすることが必要であると認められる。

- 2 一方、申立人は、申立期間の給与支給額について、申立人保管の雇用保険被保険者離職票から 33 万円であることが確認できることから、標準報酬月額の相違についても申し立てているところ、C公共職業安定所保管の申立人に係る雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額 1 万 1,222 円からも、申立人の申立期間当時の給与支給額は 33 万円であったことが認められる。

しかしながら、株式会社Aは、平成 14 年 12 月*日に解散している上、元事業主は申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について「事業所が、10 年 2 月に倒産した際、人事関係資料は焼却処分してしまったため不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の給与からの控除額については確認することができない。

また、複数の元同僚が、「退職時の給与額は 30 万円くらいであったと思うが、厚生年金保険料の控除額については記憶に無い。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和51年10月から52年9月までは17万円、同年10月から53年9月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から53年10月1日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の額と違っているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、昭和51年10月から52年9月までは17万円、同年10月から53年9月までは18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和51年10月及び53年7月の厚生年金保険料控除額については、保険料控除月である51年11月及び53年8月分の給料明細書は無いものの、当該月を除く51年11月から52年9月までの厚生年金保険料控除額は全て同額（7,735円）、52年10月から53年6月までの期間、及び同年8月から9月までの期間の厚生年金保険料控除額は全て同額（8,190円）であることから、当該月についても厚生年金保険料額

控除は同額（51年10月は7,735円、53年8月は8,190円）であると推認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は関係資料を保管しておらず不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が申立人の標準報酬月額について記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月7日を50万円、同年12月9日を52万円、16年7月12日を55万円、同年12月9日を55万円、17年7月11日を56万円、同年12月12日を55万円、19年7月11日を56万円、同年12月7日を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月7日
② 平成15年12月9日
③ 平成16年7月12日
④ 平成16年12月9日
⑤ 平成17年7月11日
⑥ 平成17年12月12日
⑦ 平成19年7月11日
⑧ 平成19年12月7日

年金記録を確認したところ、有限会社Aにおいて支払われた申立期間(①～⑧)の賞与の記録が欠落していることが分かった。厚生年金保険料が控除されていた賞与明細書を提出するので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間(①～⑧)における標準賞与額については、申立人提出の賞与明細書及び事業主提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該申立期間に係る標準賞与額については、申立人提出の賞与明

細書及び事業主提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 7 日は 50 万円、同年 12 月 9 日は 52 万円、16 年 7 月 12 日は 55 万円、同年 12 月 9 日は 55 万円、17 年 7 月 11 日は 56 万円、同年 12 月 12 日は 55 万円、19 年 7 月 11 日は 56 万円、同年 12 月 7 日は 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の全申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、事業主は、申立人に係る賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月17日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、17年6月17日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の17年6月17日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年6月17日

A株式会社から平成17年6月17日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、17年6月17日に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、17年6月17日の150万円について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における平成17年6月17日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月15日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る17年6月17日に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月17日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、17年6月17日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の17年6月17日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月17日

A株式会社から平成17年6月17日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、17年6月17日に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、17年6月17日の150万円について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における平成17年6月17日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月15日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る17年6月17日に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月29日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、17年6月29日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の17年6月29日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月29日

A株式会社から平成17年6月29日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、17年6月29日に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、17年6月29日の150万円について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における平成17年6月29日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月15日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る17年6月29日に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月29日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、17年6月29日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の17年6月29日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月29日

A株式会社から平成17年6月29日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、17年6月29日に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、17年6月29日の150万円について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における平成17年6月29日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月15日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る17年6月29日に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務

を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年11月、同年12月及び4年4月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年7月1日まで

「ねんきん定期便」を見たら、平成3年11月から4年6月までの標準報酬月額が20万円になっていた。給与明細書では22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されているので、保険料控除額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の標準報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 したがって、申立期間のうち、平成3年11月、同年12月及び4年4月に係る標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義

務の履行については、事業主は不明としており、このほかこれを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成4年1月から同年3月までの期間及び同年5月から同年6月までの期間については、上述の源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与支払明細書から確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回っているものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回らないことから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年10月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年10月から9年9月までは17万円、9年10月から10年9月までは18万円、10年10月から11年9月までは19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成11年10月から12年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から12年10月1日まで
株式会社A（以下「同事業所」という。）では、伝票整理などの事務をしていたが、経理や社会保険関係の事務には携わっていなかった。社会保険事務所から送られてきた記録では、平成8年10月から12年9月までの標準報酬月額が9万8,000円となっているが、当時の給与と比べて標準報酬月額が低いので当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成8年10月から9年9月までの期間、9年10月から10年9月までの期間及び10年10月から11年9月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、17万円、18万円及び19万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成 10 年 10 月 29 日付けで、申立人を含む 14 人の標準報酬月額記録が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、9 万 8,000 円に記録訂正されていることが確認できる。

また、事業主は、「その当時は経営不振で資金繰りに苦勞しており、厚生年金保険料の滞納があった。また、社会保険事務所から呼び出されて会計士と一緒にいき、保険料を払えないから辞めたいと言った。」と供述しているところ、同行した会計士は、「私は、同事業所の経理税務関係事務処理及び相談業務を行っていたが、社会保険関係の手続等を行っていない。事業主が社会保険事務所から呼び出されたので一緒にいき、その時に社会保険事務所から遡及訂正の提案があり同意した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 10 月 29 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている平成 8 年 10 月から 11 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、8 年 10 月から 9 年 9 月までは 17 万円、9 年 10 月から 10 年 9 月までは 18 万円、10 年 10 月から 11 年 9 月までは 19 万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 11 年 10 月 1 日）で 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 10 月から 12 年 9 月までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管する同事業所の給料支払明細書及び事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、当該期間において標準報酬月額（18 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「経営不振で資金繰りに苦勞しており、厚生年金保険料の滞納はあったが、給料支払明細書どおり届け出た。低額の報酬月額で届出を行っていない。」と供述しており、また、会計士も低額での届出については、「知らない。」と証言しているが、これを確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月12日から同年12月29日まで
ねんきん定期便によると、有限会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が6万4,000円、保険料が2,336円と記録されているが、実際の報酬月額は17万円、控除された保険料は6,205円であるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、6万4,000円とされているが、申立人提出の給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等を保管していないことなどから不明としているが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたって一致しておらず、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤って記録するとは考えられないことから、事業主は、社会保険事務所に記録どおりの報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除

く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和49年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年12月から49年2月までの標準報酬月額については9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで
A株式会社に昭和49年2月28日まで勤務したが、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が勤務していたA株式会社B部に係る複数の同僚の供述から、申立人が、昭和49年2月28日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿からA株式会社は、昭和49年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の資格喪失日の記録は、その約1か月後の同年3月25日付けで、48年12月31日に遡及して訂正されており、申立人のほかに152人が同様の処理がされていることが確認できることから、49年2月28日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該処理は有効なものとは認められず、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日を昭和49年3月1日

に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和48年11月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格の喪失日は、平成6年9月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年10月8日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、平成6年5月31日から同年10月8日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時使用していた手帳のメモ書きには同社退職日は同年10月8日との記載があり、同日まで勤務していたと思われる。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録から、申立人が平成6年9月25日までA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、同社は、平成6年9月7日付けで、同年8月17日に処理された算定基礎届が取り消され、同年5月31日に遡及して適用事業所でなくなった年月日の訂正処理がなされていることが確認できる上、申立人を含む26人について6年9月7日付けの届出で、同年5月31日に遡及して資格喪失の処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間について社会保険事務所が、平成6年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた6年9月7日に訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、6年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

- 2 申立人の申立期間のうち、平成6年9月7日から同年10月8日までの期間について、申立人は、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、申立人の提出した平成6年8月分及び9月分の給与明細書において、厚生年金保険料の控除が無いことが確認できる上、雇用保険の記録における離職日が申立人と同じ6年9月25日である同僚は、「6年9月25日付けで会社の銀行取引停止処分を事由とする退職願を提出し、その前後に事業主からアルバイトとしての勤務を依頼された。」と供述している。

また、A株式会社は平成6年9月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっている上、同社は既に解散していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立期間のうち、平成6年9月7日から同年10月8日までの期間について、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成6年9月7日から同年10月8日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（B部）における資格取得日に係る記録を昭和45年3月31日に訂正し、当該期間における標準報酬月額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

申立期間にA株式会社C工場から同社B部へ異動したが、厚生年金保険の記録が欠落しているので訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立人の雇用保険被保険者記録、同社提出の本社通達及び同僚の供述により、申立人がA株式会社C工場及び同社B部に継続して勤務し（昭和45年3月31日にA株式会社C工場から同社B部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年4月の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年3月まで

申立期間について、私が20歳になった際に、納付書が送付されて来たが、当時私は学生であったため収入が無く国民年金保険料を納付できなかったため、A市役所に行き同市の職員に、「収入が無いので納付ができない。」ことを口頭で伝えて了解された。その後は国民年金保険料の納付書が届かなくなり、免除申請されたものと思っていた。申立期間が未納となっており、免除期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったため、A市役所の職員に、「収入が無いので納付ができない。」旨を口頭で伝えて了解され、免除申請されたものと思って免除申請の書類は提出しなかったものであり、申立期間は免除されているはずとしている。しかしながら、国民年金保険料の納付が困難な場合は免除申請手続が必要であり、A市役所では口頭での免除申請は受け付けていないとしていることから、申立人の申述は当時の取扱いと一致しない。

また、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 2 年 3 月まで

申立期間について、私は、親から国民年金保険料を納付するよう注意をされていたので、忘れずに保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その親から国民年金保険料を納付するよう注意をされていたので、忘れずに保険料を納付したとしているが、申立人から国民年金への加入手続、加入時期、加入場所及び保険料額等の保険料納付に関する具体的な申述が得られず、申立人と当時同居していたほかの家族は保険料の納付に関与していなかったとしていることから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、A 共済の年金記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、申立期間は保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

申立期間については、昭和60年3月頃、私がそれまで勤務していた会社を退職した際に、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和60年3月頃に、それまで勤務していた会社を退職し、その母が申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてきていたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、既に他界しており、証言を得ることができず、申立人はこれらに直接関与していない上、その兄からも具体的な証言が得られなかったことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、A市の国民年金被保険者名簿には「納付は61年4月より希望」との記載が確認できることから、61年4月から保険料納付を開始したものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月、同年 12 月及び平成 6 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月
② 昭和 63 年 12 月
③ 平成 6 年 9 月から同年 11 月まで

私は、何度か勤務先を変えているが会社を辞めた時には自分で国民年金の資格取得届及び資格喪失届を適切に行ったと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた時には国民年金の資格取得届及び喪失届を適切に行ったと主張しているが、加入手続を行った場所及び保険料額を具体的に覚えておらず、国民年金の加入手続及び保険料納付をした覚えは無いとするなど申述内容に齟齬がある。

また、オンライン記録により「昭和 63 年 5 月 21 日資格取得、同年 6 月 1 日資格喪失」、及び「63 年 12 月 30 日資格取得、64 年 1 月 4 日資格喪失」の記録が平成 3 年 12 月 12 日に追加されていること、及び「平成 6 年 9 月 1 日資格取得、同年 12 月 26 日資格喪失」の記録が 15 年 2 月 10 日に追加されていることが確認でき、申立期間は記録追加されるまでは国民年金の未加入期間であり、記録を追加された時点では時効により保険料を納付できない期間であると推認される。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から17年3月まで

私は、平成11年3月に自営業の家に嫁ぎ、その時に夫と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続及び免除申請を行った。最近、ねんきん特別便が届き14年4月から3年間が未納となっていることに気づいた。当時から自営業の収入は少なく、私が毎年免除申請をしていたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の全額免除申請を毎年提出していたとしているが、A社会保険事務所（当時）から平成14年8月28日付けの国民年金保険料免除申請却下通知書及び「国民年金保険料の納付及び半額免除該当についてのお知らせ」が申立人に対し送付されていることから、申立人の14年度の免除申請書は提出されたものの却下されたと推認される。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力など、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていることや申立人のオンライン記録の免除申請年月日欄には、申立期間に該当する年月日だけが無いことから、申立人が15年度及び16年度に免除申請を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から51年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、母に勧められて国民年金に加入して、母からもらったお金でA区の郵便局で納付したはずである。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母に勧められて国民年金に加入してその母からもらったお金でA区の郵便局で保険料を納付したと申述しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和44年12月31日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 40 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日まで A 市にあった B 株式会社
に勤務したが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社における
被保険者記録が無いことが分かったので、申立期間を被保険者期間とし
て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の申立期間当時の事業主及び複数の同僚の供述から、期間の
特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被
保険者原票では申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠
番も無い。

また、当時の事業主は、「申立期間当時は、入社後 3 か月程度の試用期
間があって、試用期間中は厚生年金保険料を控除していなかった。」と回
答している上、申立人と同じ職種であった同僚の一人は、「自分も昭和
39 年 4 月頃に入社したが、当時、3、4 か月間は試用期間があって、試
用期間中は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述しているこ
とから、同社では、従業員が入社後一定期間経過後に厚生年金保険の資格
を取得させる取扱いを行っており、試用期間中は保険料を控除していなか
ったことがうかがえる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい
た事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認
できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 10 日から 43 年 7 月 1 日まで
A株式会社を退職する際に経理担当者から一時金の説明を受け、一時金を請求する意思を伝えたが、自分は退職直後に夫の転勤に伴い、B市に転居しており、脱退手当金を受給した記憶は無い。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者証（厚生年金保険被保険者台帳記号番号：*）に当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年8月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月25日から50年5月1日まで
国（厚生労働省）の記録では、私が脱退手当金を受け取ったこととなっているが、私の銀行口座にそのようなものが振り込まれた形跡は無い。A株式会社を一度辞めたのは、オイルショックに伴う一時帰休が原因である。再入社するのに脱退手当金を請求するはずもないので、この記録はおかしの記録であると思う。脱退手当金と思われるお金が振り込まれていないにもかかわらず、受け取ったとされることに、納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び添付された退職所得申告書等の書類には、申立人の署名押印がある上、通算老齢年金制度を承知の上で脱退手当金を請求する意思表示をしていることが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、A株式会社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年8月22日に支給決定されていること、申立人が保有する申立期間に係る厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の請求を行ったことを示す「脱」の押印があることから、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月1日から38年10月1日まで
② 昭和40年10月5日から41年12月21日まで

社会保険事務所（当時）の説明によれば、申立期間について脱退手当金を受け取っており、老齢年金は支給されないとのことであったが、私は老後に年金を受け取るつもりであったので、脱退手当金を請求し、受け取るはずが無い。また、A株式会社を退職して約13か月後である昭和43年1月24日に当該手当金の支給決定がされたとのことであるが、同年*月*日に出産しており、社会保険事務所にも行けないし、同社とも連絡を取ってはいない。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において脱退手当金の支給記録が確認できる同僚二人は、「退職時に会社の担当者から、脱退手当金について説明があり、手続をお願いした。」としている上、当該支給記録の無い同僚一人は、「退職時に、脱退手当金の請求等に関する書類を渡され、自分で社会保険事務所に行って手続をするように言われたが、退職後当該書類を紛失してしまい、手続に行くことができなかった。」と供述していることから、同社において、退職手続の一環として代理請求が行われていたものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人がA株式会社において取得した厚生年金保険被保険者記号番号は、厚生年金保険の資格を喪失する直前である昭和41年12月12日に重複取消が行われていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消が行われ

たものと考えてるのが自然である。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から40年4月27日まで
日本年金機構の記録によれば、申立期間については、昭和40年5月に1万2,000円の脱退手当金を受け取っているとのことであるが、全く記憶に無い。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A有限会社に勤務し、厚生年金保険被保険者であった母親（昭和32年2月1日に同被保険者の資格を喪失。）が、「退職時に、A有限会社から脱退手当金の説明があり、約8,000円（オンライン記録によれば、7,872円である。）を受け取った。」と話しているのを聞いた記憶があると供述している上、オンライン記録から、昭和33年2月1日から50年5月23日までの間に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給権のある同僚が21人確認できるところ、そのうち脱退手当金の受給記録のある同僚は、申立人を含め12人確認でき、そのうちの10人は6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社において、退職手続の一環として代理請求が行われていたものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から16日後の昭和40年5月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 24 日から 43 年 12 月 30 日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 22 日から 36 年 7 月 3 日まで
日本年金機構からのはがきで、株式会社Aに勤務していた期間が、厚生年金保険の脱退手当金の支給済期間となっているが、受給した記憶が無いので調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5484 (事案 2900 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 7 日から 51 年 7 月 7 日まで
昭和 48 年 7 月 7 日に株式会社AにB部C見習として入社し、62 年 10 月 5 日まで勤務したが、オンライン記録では申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。被保険者資格の取得日となっている 51 年 7 月 7 日は、グループ会社である株式会社Dへ異動した日であり、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと思うので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、雇用保険の資格取得日と同日に取得しているほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から、再度、申立期間についての申立てが行われたが、当委員会において追加実施した同僚調査の結果においても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 57 年 1 月まで
昭和 55 年 10 月から 57 年 1 月まで株式会社AのBに所属し勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないため、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、当時の資料が無いため申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入実態について確認することができないとしている上、複数の元同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入及び給与からの事業主による保険料の控除をうかがわせるような資料及び供述を得ることはできなかった。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間に欠番は見当たらない。

さらに、申立期間における申立人の株式会社Aに係る雇用保険の被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月1日から24年4月1日まで
昭和21年8月1日に兄の友人の紹介でA内にあったBの所轄局に就職し24年6月までCの保守管理及び電機設備管理等で勤務していた。厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。調査して厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA内にあったB局においてCの保守管理及び電機設備管理等で勤務していたとしている。

しかしながら、同僚等の具体的な証言が得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない上、Dの厚生年金保険適用開始日は昭和24年4月1日でありB局は申立期間のうち同年3月31日以前の期間について、適用事業所とはなっていない。

また、B局を引き継いだE局は、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらないと回答している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立期間におけるB局に係る加入記録は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 13 年 3 月 16 日まで

昭和 57 年 1 月 27 日から平成 13 年 3 月 15 日までの間、A株式会社
に継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は当時の給与支給額と異なり、引き下げられているので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時の給与支給額とは異なり、減額された記録となっていると申し立てている。

しかしながら、申立人に係るB基金及びC組合の標準報酬月額とオンライン記録は合致していることが確認できる。

また、申立期間当時に被保険者記録がある複数の元同僚は、「事業所の労働協約書では、60歳の定年後は再雇用期間となり、給与は減額されるという雇用条件が示されていた。自分の標準報酬月額の記録に問題は無い。」と供述しており、60歳定年以降も勤務していたことが確認できる申立人を含む社員の標準報酬月額の記録は、全員が60歳以降減額となっている。

さらに、A株式会社は平成 15 年 5 月 * 日に解散している上、当時の事業主は既に他界していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認

できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
昭和 33 年秋季に A 株式会社に入社し、45 年 4 月まで継続して勤務していたが、ねんきん特別便では 35 年 4 月 1 日からとなっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社が保管している労働者名簿の雇入年月日及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 34 年 12 月 1 日に同社へ入社したことが確認できる。

しかしながら、前述の労働者名簿から、申立人と同じく昭和 34 年 12 月 1 日に入社したことが確認できる 9 人全員が、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じく 35 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録となっている。

また、複数の同僚から、同社では 5 か月程度の試用期間があったとの供述が得られた。

さらに、同社事業主は、「当時の給与関係書類を確認できず、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除は、不明である。申立期間当時の社会保険事務担当者は死亡しており、確認できない。」と供述している上、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されたことを確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 4 月まで
② 昭和 38 年 5 月 20 日から同年 10 月まで
③ 昭和 40 年 4 月から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 3 月 16 日から同年 6 月 10 日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②は株式会社Bに、申立期間③は株式会社Cに、申立期間④はD株式会社に勤務しそれぞれ厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が同時期に入社したとする同僚は、オンライン記録ではA社での被保険者期間は見当たらない上、所在が確認できないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、A社は、同社を管轄する法務局に商業登記簿の保管は無く、オンライン記録では、「E地」、「A社」という名称の事業所は、1事業所（F所）が確認できるところ、G事務センターによると、同社は申立期間①前の昭和24年6月20日に適用事業所でなくなったと推察されるとしている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業主氏名欄に記載されている人物は所在が確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、株式会社Bでは通称を使っていたことがあるとしているところ、当該期間に被保険者期間が確認できる任意で選んだ同僚7人に照会したところ、5人から回答があり、うち一人か

ら「申立人が勤務した期間については不明だが、申立人が通称を使い同社に勤務していたことがある。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、株式会社Bは昭和 63 年 1 月 30 日に適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、62 年 12 月*日に解散しており、同謄本に登録されている代表取締役は所在が不明であり、清算人は「株式会社Bは 63 年に会社がなくなっており、書類等は残っていない。」としていることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認をすることができない。

また、申立人が同時期に入社したとする同僚は、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名が見当たらず、オンライン記録においても同社の被保険者期間は見当たらない上、当該同僚に確認したところ、同社での被保険者期間について「社会保険事務所（当時）で調べてもらったが実名でも当時使用していた通称でも無いと言われた。」としている。

さらに、同僚照会から株式会社Bの社会保険等事務担当者名を確認できたところ、当該担当者は既に亡くなっていることから、申立期間②当時の事務手続状況及び申立人の主張について確認することができない。

加えて、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名（通称を含む）は無く、健康保険の番号に欠番は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和 40 年 4 月から 40 年 11 月 20 日まで勤務していたとしているが、オンライン記録では 40 年 10 月 1 日から同年 11 月 21 日までの厚生年金保険被保険者期間となっているところ、雇用保険記録によると、申立人の株式会社Cでの資格取得日は、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格取得日と同日である上、事業主及び同僚から申立人の当該期間に係る勤務について供述を得ることができないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、適用事業所名簿によると、株式会社Cは昭和 54 年 11 月 30 日に適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、55 年 12 月*日に解散しており、同謄本に登録されている代表取締役の子息は「代表取締役は既に亡くなっており、当時の資料は無い。」としている。

さらに、申立人が同時期に入社したとする同僚の資格取得日は、同社に係る当該同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人

と同日（昭和 40 年 10 月 1 日）である。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の資格取得年月日は同原票と同日であり、取得年月日に訂正は見られない。

- 4 申立期間④について、D株式会社において申立人が同僚だったとする二人（一人は名字だけ記憶している）は、オンライン記録では見当たらない上、当該期間に被保険者期間が確認できる任意で選んだ同僚 10 人に照会し、うち 6 人から回答があったが、全員が「申立人が勤務していたことを覚えていない。」としていることから、申立人の主張を裏付ける供述を得ることができない。

また、同僚照会で回答のあった二人は「申立人が申立期間に勤務していたとすれば会社倒産間際に当たり会社が資金繰りに苦しく未加入だったのではないかと思う。」、「自分がタイムカードや出勤簿を管理していたので従業員の名前は結構覚えているのだが、申立人の名前は無かった。」と供述している。

さらに、適用事業所名簿によると、D株式会社は昭和 41 年 12 月 15 日に適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、42 年 4 月 * 日に解散しており、同謄本に登録されている代表取締役及び取締役等は所在が不明であることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認をすることができない。

加えて、D株式会社に係る事業所別被保険者名簿での最後に資格を取得した同僚の取得日は昭和 40 年 10 月 1 日と確認でき、同日以降の資格取得者は見当たらない。

- 5 このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 19 日から 45 年 8 月 12 日まで
② 昭和 45 年 9 月 1 日から 47 年 9 月 21 日まで
平成 19 年に社会保険事務所（当時）に相談に行ったところ、脱退手当金が支払われていると告げられた。請求した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していた株式会社Aに係る複数の同僚は、事業所による脱退手当金の説明を受けたとしている上、脱退手当金を受給したとしている同僚もいることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年12月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月12日から37年12月29日まで
私がA有限会社（以下「A」という。）に勤務していた期間の厚生年金保険料が、昭和38年2月28日に脱退手当金として支給されたことになっているが、この脱退手当金を受給した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、Aに係る健康保険厚生年金被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金の支給を表す「脱」の表示がされているとともに、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和38年2月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、Aに係る上記名簿から申立人の資格喪失の前後2年間（昭和36年から40年末まで）に当該事業所で資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある者は申立人を含め11人確認できるが、全員について脱退手当金が支給された記録となっているとともに、複数の同僚が、「脱退手当金の請求手続を会社にしてもらった。」と供述している上、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した複数の同僚の脱退手当金の支給決定日が同日となっていることから、事業主による代理請求がなされていたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 2 日から 38 年 4 月 23 日まで
② 昭和 38 年 4 月 18 日から 42 年 2 月 1 日まで

平成 9 年 5 月頃に社会保険事務所（当時）で、自分の厚生年金保険被保険者記録を調べてもらったところ、A 会と B 株式会社に勤務していた期間は脱退手当金を受給したことになっていたが、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務していた B 株式会社に係る同僚は、「退職予定者に脱退手当金請求書を渡し、必要事項を記載してもらった当該請求書を社会保険事務所に持って行った。」と供述している上、複数の同僚についても、「事前に会社の担当者から脱退手当金の受給の有無について聞かれたので受給することを承諾したら、退職時に脱退手当金を受け取った。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 42 年 4 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 28 日から 54 年 1 月 1 日まで
A機関の資格喪失日と記録されている昭和 53 年 12 月 28 日は仕事納めの日であり、退職日は同年 12 月 31 日である。事務担当者に昭和 53 年 12 月は厚生年金でいいと確認して、54 年 1 月から国民年金の加入手続をしたものであり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたA機関の資格喪失日と記録されている昭和 53 年 12 月 28 日は仕事納めの日であり、退職日は同年 12 月 31 日であるので、A機関の資格喪失日は 54 年 1 月 1 日であると主張している。

しかしながら、A機関が提出した労働者名簿から、申立人の退職日は昭和 53 年 12 月 29 日であることが確認でき、申立期間に係る勤務実態について、確認することができないほか、A機関は「保険料控除方法は翌月控除方式だった。給与台帳や社会保険関係書類は処分済みであり、当時の給与締切日、支払日は確認できず、申立人の保険料を控除したかは不明。」と回答している。

また、申立人は、退職時に昭和 53 年 12 月が厚生年金保険被保険者であることを確認したとしているが、退職の際にA機関から受け取った最後の給与及び保険料控除については記憶が無い。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録は、離職日が昭和 53 年 12 月 28 日と記録されているうえ、申立人と同時期に資格喪失した職員で、資格喪失日が月末又は給与締切日の 20 日である者 4 人に係る雇用保険の記録は、資格喪失日と離職日が同一日であることが確認できることから、当該同僚

に退職日及び資格喪失日について照会したものの、不備等をうかがわせる証言等は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで
A 株式会社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前の標準報酬月額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていた A 株式会社は、平成 12 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日直前の同年 1 月 26 日付けで、6 年 10 月から 11 年 10 月までの定時決定及び 7 年 12 月及び 10 年 8 月の随時改定を取り消した上で、6 年 2 月から同年 10 月までの期間を 53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 10 年 7 月までの期間を 59 万円から 9 万 2,000 円に、同年 8 月から 12 年 1 月までの期間を 50 万円から 9 万 2,000 円に遡って訂正されていることが確認できるとともに、申立人のほか、元役員についても同様に遡及訂正されていることが確認できる。

また、平成 6 年度から 11 年度までの A 株式会社に係る滞納処分票によると、同社の社会保険料滞納についての記載が確認できる。

しかし、商業登記簿によれば、申立人は申立期間当時、A 株式会社の代表取締役であることが確認できるところ、当該滞納処分票には、申立人が社会保険事務所（当時）に小切手を持参した旨の記載があること、また、申立人の妻である同社の元取締役は、同社が社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所の担当者から、過去に遡って標準報酬月額を下げるよう指示されたと供述していることから、申立人が同社代表取

締役として、申立期間に係る標準報酬月額減額訂正について全く関与していなかったとは考え難く、申立人は、申立期間当時、同社代表取締役として、当該標準報酬月額減額処理について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A株式会社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に職務上関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月頃から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月から 57 年 8 月 20 日まで

申立期間①はA株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。また、申立期間②はB株式会社に勤務していたと思うので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録（事業所名不明）から、申立人が当該期間の一部について、A株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A株式会社は、昭和 48 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①の一部は適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿によれば、A株式会社は既に解散し、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載された二人の事業主のうち一人は既に他界しており、一人は所在不明であることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない上、同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

さらに、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、同名簿において申立期間①に被保険者資格を取得した者の中には、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人が当該期間の一部について、B株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B株式会社では、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料（賃金台帳等）は無いとしており、申立人の勤務期間及び保険料控除について供述を得られない上、同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

また、B株式会社が加入しているC基金における申立人の資格取得日は、昭和57年8月20日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、同名簿において申立期間②に被保険者資格を取得した者の中には、申立人の氏名は確認できない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②の一部である昭和54年10月から56年6月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
年金事務所の記録では、自分が有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 20 万円となっているが、当該期間の給与は 30 万円で、標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aの経理担当者の供述から判断すると、申立期間において、申立人は、その主張のとおり同社から国に記録されている標準報酬月額よりも高額な報酬が支給されていたことが推認できる。

しかし、有限会社Aの元代表取締役は、同社は既に解散し、資料を保管していないので、申立期間における申立人の給与額及び給与から控除した保険料額は確認できないとしている。

また、有限会社Aの経理担当者は、当時は経営難であったため、申立人の報酬月額を実際に支給していた額よりも低い額の 20 万円と社会保険事務所（当時）に届け出た上、申立人の給与から標準報酬月額 20 万円に基づく保険料を控除していたとしている。

さらに、オンライン記録によると、平成 9 年 8 月 18 日に、9 年 10 月 1 日付け申立人の標準報酬月額を 30 万円とする処理が行われていたが、同年 9 月 29 日に当該処理が取り消され、同日、9 年 4 月 1 日付け申立人の標準報酬月額を 20 万円とする処理及び同年 10 月 1 日付け申立人の標準報酬月額を 20 万円とする処理が行われていることが確認できるところ、有

限会社Aの経理担当者は、「当時、同社に社会保険料の滞納は無かったが、保険料の負担を少なくするため、何とか払える額の標準報酬月額を社会保険事務所に届け出た」旨の供述をしている。

なお、オンライン記録によると、申立人の平成10年10月1日付け標準報酬月額を20万円とする処理及び11年10月1日付け標準報酬月額を20万円とする処理について、遡及訂正された形跡は見られない。

これらのことから、申立期間において、有限会社Aでは申立人に支払った給与支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所に届け出たことが推認されるが、申立人の給与から標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたとまでは判断できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。